上越市病児・病後児保育のご案内

お子様が病気等により保育園や小学校を休ませたいが、保護者が就労等によりご家庭で保育できないときに一時的にお預かりします。

病児保育室（わたぼうし病児保育室）とは
「急性期」または「回復期」にある児童を看護・保育します。
急性期とは…病気のかかりはじめの状態
ただし、入院が必要な場合はお預かりできません。

病後児保育室（がんぎ通り保育室）とは
「回復期」にある児童を看護・保育します。
回復期とは…急性期を経過し、病気や怪我などが安定した以後の状態。

◎ 対象児童

次の①から③のすべての項目に当てはまる児童がご利用できます。

① 市内に住所を有する生後３か月から小学校６年生までの児童
※病後児保育室（がんぎ通り保育室）は、妙高市との相互利用により、妙高市民の方も利用できます。

② 病気の回復期に至っていない（急性期）または回復期にあるため集団保育が困難であり、病児保育または病後児保育の利用が可能であると診断を受けた児童。

③ 保護者の勤務等の都合により家庭で保育することが困難である。
※保育園や幼稚園、認定こども園に在籍していない児童の方も利用できます。

◎ 利用方法

【利用前】
〇登録を行う。
・病児・病後児保育事業登録申込書に必要事項を記入し、提出する。

【提出先】
1) 病児・病後児保育室
2) 幼児保育課
3) 各総合事務所
4) 南・北出張所

⇒

【病気にかかってしまった】
〇かかりつけの医師を受診する。
・診察の結果により、病児・病後児保育を利用したい場合は、医師から上越市病児・病後児保育事業医師連絡票を記入してもらう。（用紙は病院にも設置してあります。）

⇩

【利用の予約】
・利用する病児保育室又は病後児保育室に予約をしてください。
・お電話でお子様の状態の聞き取りをさせていただきます。

⇒

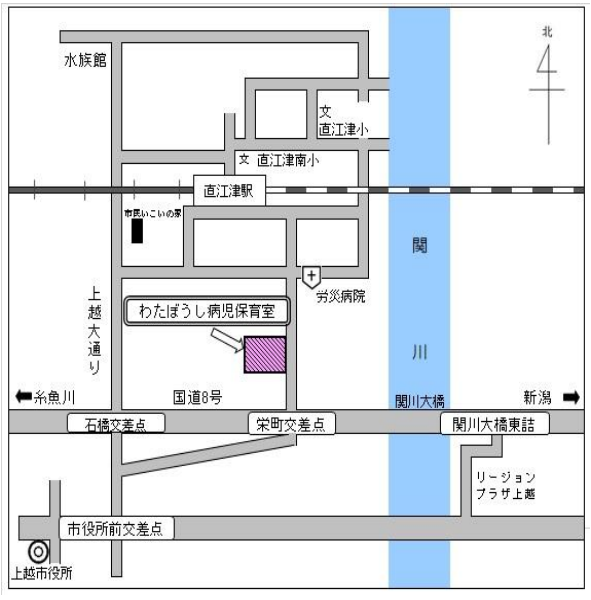
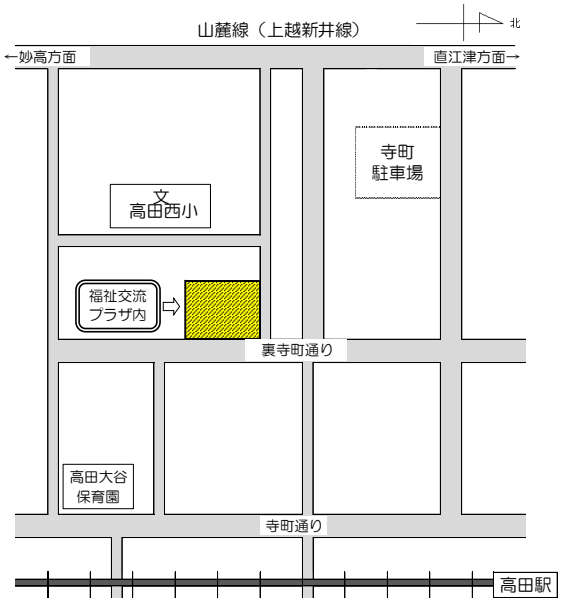
【利用開始】
〇持ち物をもって保育室へ行く。
・上越市病児・病後児保育事業医師連絡票を病児・病後児保育室に提出する。（家庭からの連絡票もあわせて提出）

① 看護師・保育士による問診
② 保育室に入室
※ 利用料金は利用した当日にお支払い頂きます。

必ずご確認ください

① 上越市病児・病後児保育事業医師連絡票（又は診断書）の有効期間は、連絡票の記載日を含めて連続する**８日間**です。
② **病後児保育室（がんぎ通り保育室）は利用当日のお子様の病状が医師連絡票の診断内容と異なっている場合、再度受診をお願いする場合があります。**
③ 利用予約後にキャンセルする場合は、必ず予約した保育室に連絡してください。
④ 利用開始後、お子様の状態の変化に応じて保護者の方にお迎えをお願いする場合があります。

～　施設のご案内　～

	病児保育室	病後児保育室
名前	わたぼうし病児保育室	がんぎ通り保育室
開設場所	上越市栄町２丁目２番 25 号 （塚田こども医院に併設）	上越市寺町２丁目 20 番１号 （福祉交流プラザ２階）
開設日時	月曜日から金曜日まで（土日、祝日、年末年始はお休み） 午前８時から午後６時まで	
定員	35 名	６名
電話番号	025−544-7779	025−523−1379
利用料金	１人あたり１日につき**「2,000 円」** （別途、診察料金がかかります。） ※生活保護世帯は、無料です。ご利用の際は、印鑑をお持ちください。	１人あたり１日につき**「1,300 円」** （妙高市民は 2,000 円） ※生活保護世帯は、無料です。ご利用の際は、印鑑をお持ちください。
利用予約方法	・前日から当日の午前８：00 までに、「わたぼうし病児保育室」に連絡してください。 ・前日の夜間から当日の午前 7：30 までは、留守番電話で対応しています。 ・日中の急な申込みの場合にも対応しますので連絡してください。 **※インターネットでの予約も可能です**	・「がんぎ通り保育室」に電話してください。電話予約の対応時間は、午前 7：45 から午後６：15 までとなっています。 ・予約時に、病名や症状について詳しくお聞きすることがあります。 ・利用時間内であれば、日中の急な申し込みにも対応しますので連絡してください。
持ち物	昼食、水筒、ミルク、ほ乳瓶（赤ちゃん）、はし、スプーン、フォーク、コップ、おしぼり、エプロン（スタイ）、着替え、下着、おむつ、おしりふき、医師の診断で処方された薬、加入している保険情報が分かる書類、医療受給者証、ビニール袋（スーパー等のレジ袋）、おやつ(3 回分)等 ※全ての持ち物には、必ず記名をし、ひとつのかばんに納めてください。	昼食、飲み物、ミルク、ほ乳瓶、はし、スプーン、フォーク、コップ、おしぼり、エプロン（スタイ）、着替え、下着、おむつ、おしりふき、医師の診断で処方された薬、加入している保険情報が分かる書類、医療受給者証、ビニール袋（スーパー等のレジ袋）、おやつ(2 回分)、ティッシュボックス、枕用タオル１枚、バスタオル２枚、毛布（冬期）、上越市病児・病後児保育事業医師連絡票 ※全ての持ち物には、必ず記名をお願いします。
アクセス		

☆ 妙高市病児・病後児保育室 スマイルポケットの利用したいとき

上越市民の方は妙高市の病児・病後児保育室スマイルポケットを利用することができます。
利用条件が異なりますので、事前にスマイルポケットへお問い合わせください。

住所：妙高市田町 2-4-7　けいなん総合病院３階
電話：0255－70－6020

～　よくある質問　Q&A　～

Q　登録申し込みがまだですが、急に利用したいがどうすればよいですか？
A　利用を希望する病児・病後児保育室へ直接ご連絡してください。看護師や保育士からお子さんの症状について聞き取りをさせていただき、その後の手続きについてご案内します。

Q　どんなとき、病後児保育室を利用できますか？
A　例えば、こんなときにご利用できます。
- 熱が下がってきたが、まだ微熱がある。
 ※ 解熱剤は２４時間使用していない。
- 嘔吐がなく、下痢が収まってきたが、まだ便が緩く心配である。
- 感染症にかかり、症状は落ち着いてきたが、まだ園や小学校に行けない。
 ※ 登園許可証がでない。
- 念のため、もう少し園や学校を休んで様子を見たい。

Q　利用を断られる場合はありますか？
A
- 医師から入院が必要または病児・病後児保育の利用ができないと診断を受けたとき
- 施設の定員に達したとき。
 ※ 施設の定員に達していない場合でも、施設の状況によっては利用をお断りする場合があります。
- 医師連絡票との記載内容がお子様の問診と異なっているとき。
 ※ この場合は、再度、医師から診断を受けていただくか病児保育室（わたぼうし）の利用をご案内させていただきます。
- 送迎時または予約時の問診にお答えいただけないとき。
- その他、病児・病後児保育室の運営に支障をきたすと判断したとき。

Q　急性期や回復期の判断はどのように行うのですか？
A　医師が急性期・回復期の診断を行います。
病児・病後児保育室では、医師からの上越市病児・病後児保育事業医師連絡票に基づき、予約時及び保育室への送迎時に看護師、保育士から問診を行います。
病後児保育室（がんぎ通り保育室）は、医院と併設していないため医師連絡票と問診したお子様の容体が異なる場合、再度医師の受診をお願いする場合があります。

Q　医師連絡票の発行にお金はかかりますか？
A　医師連絡票の発行は、無料です。

Q　利用料金はいつ支払えばよいですか？
A　利用した当日お支払いいただきます。

Q　利用開始後、保護者に連絡があるのはどのようなときですか。
A　例えばこんな時にお迎えをお願いします。
・お子様の症状が急変し、保育室でのお預かりが困難になったとき。
・災害が発生し、施設での安全なお預かりが困難になったとき。

〒９４３－８６０１　上越市木田１-１-３
上越市 こども・子育て部 幼児保育課 保育係
電話：０２５-５２０-５７２０